

別表第1（第4条関係）

区 分	関係町村において処理する事務
ア 被保険者の資格管理に関する事務	資格の異動の届出に関すること。 被保険者証の再発行に係る交付に関すること。
イ 要介護認定及び要支援認定に関する事務	認定申請の受付及び資格者証の発行に関すること。 訪問調査に関すること。 主治医意見書の依頼に関すること。 認定情報の開示に関すること。
ウ 保険給付に関する事務	給付申請の受付に関すること。
エ 介護保険料の賦課及び徴収に関する事務	収納業務の補助に関すること。
オ 介護保険事業計画の策定に関する事務	計画の策定に必要な資料の提供に関すること。
キ 地域支援事業に関する事務	地域支援事業の実施に関すること。

別表第2（第17条関係）

区 分		負担割合	構成割合
本部管理費		島根県 5分の1	
		関係町村 5分の4	平等割 100分の10 人口割 100分の55 本部管理費利用割 100分の30 事務所所在地割 100分の5
介護保険事業費	共通経費	関係町村 10分の10	平等割 100分の10 1号被保険者割 100分の50 2号被保険者割 100分の40
	低所得者に対する保険料軽減額	関係町村 10分の10	相当額
	保険給付費	関係町村 10分の10	給付実績額割 100分の100
	地域支援事業費	関係町村 10分の10	地域支援事業実績額割 100分の100
救急医療対策事業費	在宅当番医制事業（隠岐の島町に係るものに限る。）	隠岐の島町 10分の10	
	在宅当番医制事業（島前3町村に係るものに限る。）	海士町 100分の35.2	
		西ノ島町 100分の43.2	
		知夫村 100分の21.6	
	病院群輪番制病院事業	関係町村 10分の10	平等割 100分の8.57 人口割 100分の26.7 事務所所在地割 100分の6.43 病院群輪番制病院事業利用割 100分の58.3

隠岐病院事業費	管理運営費	隠岐の島町	10分の10	
	建設費	隠岐の島町	10分の10	
隠岐島前病院事業費	管理運営費	島前3町村	10分の10	平等割 100分の2.5 人口割 100分の2.5 隠岐島前病院所在地割 100分の4.5 患者数割 100分の5.0
	建設費	島前3町村	10分の10	人口割 100分の2.5 隠岐島前病院所在地割 100分の5.0 患者数割 100分の2.5
隠岐医療財政支援事業費		島根県	10分の10	
消防事業費	用地及び用地の造成等に係る経費	庁舎所在地割	10分の10	
	消防施設の建設に係る経費	関係町村	10分の10	基準財政需要額割 100分の10 庁舎所在地割 100分の9.0
	管理運営費(無線設備等備品整備を含む。)	関係町村	10分の10	基準財政需要額割 100分の10.0
障害者支援施設事業費	用地及び用地の造成等に係る経費	隠岐の島町	10分の10	
	入所施設の建設に係る経費	関係町村	10分の10	平等割 100分の8.57 人口割 100分の5.5 (平成17年国勢調査) 施設所在地割 100分の36.43
	作業棟等の建設に係る公債償還費	関係町村	10分の10	平等割 100分の5.716 人口割 100分の9.0 (昭和60年国勢調査) 施設所在地割 100分の4.284
	管理運営費	関係町村	10分の10	平等割 100分の10 人口割 100分の4.0 施設所在地割 100分の3.0 入所者数割 100分の2.0
レインボープラザ管理費	大規模改修に係る経費	関係町村	10分の10	平等割 100分の1.5 人口割 100分の42.5 利用者割 100分の42.5
	管理運営費	関係町村	10分の10	平等割 100分の1.5 一般利用者割 100分の66.915 妊産婦利用者割 100分の18.085
福祉型障害児入所施設事業費	障害児施設の建設に係る公債償還費	関係町村	10分の10	施設所在地割 100分の36.43 平等割 100分の8.57 人口割 100分の5.5 (平成12年国勢調査)

	管理運営費	関係町村 10分の10	平等割 100分の10 人口割 100分の40 施設所在地割 100分の30 入所児童割 100分の20
フェリー及び超高速船事業費		関係町村 10分の10	平等割 100分の10 人口割 100分の90
診療所事業費		関係町村 10分の10	

(備考)

1 別表第2において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 平等割とは、均等の額によって負担する負担金をいう。

(2) 人口割とは、最近の国勢調査の結果による当該町村の人口に応じて負担する負担金をいう。

ただし、下段に国勢調査の実施年が記載してあるものについては、当該年の国勢調査の人口に応じて負担する負担金をいう。

(3) 本部管理費利用割とは、隠岐病院及び隠岐島前病院における前々年度の当該町村の住民に係る入院患者数及び外来患者数の合計数に応じて負担する負担金をいう。

(4) 事務所所在地割とは、隠岐広域連合事務所の所在地である隠岐の島町が負担する負担金をいう。

(5) 1号被保険者割とは、前年9月末日現在の当該町村の65歳以上の人口に応じて負担する負担金をいう。

(6) 2号被保険者割とは、前年9月末日現在の当該町村の40歳以上65歳未満の人口に応じて負担する負担金をいう。

(7) 給付実績額割とは、介護保険事業に係る当該年度における当該町村の保険給付費の実績額に応じて負担する負担金をいう。

(8) 地域支援事業実績額割とは、介護保険事業に係る当該年度における当該町村の地域支援事業費の実績額に応じて負担する負担金をいう。

(9) 病院群輪番制病院事業利用割とは、隠岐病院及び隠岐島前病院における前々年度の当該町村の住民に係る入院患者数及び外来患者数の合計数に応じて負担する負担金をいう。

(10) 島前3町村とは、海士町、西ノ島町及び知夫村をいう。

(11) 隠岐島前病院所在地割とは、隠岐島前病院の所在地である西ノ島町が負担する負担金をいう。

(12) 患者数割とは、毎年度算出する患者数（当該町村の住民に係る前々年度における隠岐島前病院の入院患者数及び外来患者数を合計した数をいう。）に応じて負担する負担金をいう。

(13) 隠岐医療財政支援事業費とは、隠岐病院及び隠岐島前病院に係る次の経費をいう。

- イ 管理及び運営に係る経費のうち、不採算経費として広域連合長が別に定める経費の3分の1に相当する額
- ロ 建設及び改良に係る経費のうち、広域連合長が別に定める経費の2分の1に相当する額
- (14) 施設所在地割とは、障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設の所在地である隠岐の島町が負担する負担金をいう。
- (15) 入所者数割とは、障害者支援施設における前年度の入所者数のうち、関係町村ごとの出身者の人数に応じて負担する負担金をいう。
- (16) 作業棟等の建設に係る公債償還費とは、平成10年度に建設した作業棟、浴室に係る公債償還費をいう。
- (17) 基準財政需要額割とは、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算定される関係町村の当該年度の消防事業に係る基準財政需要額に応じて負担する負担金をいう。ただし、基準財政需要額で算出した負担金において、島前3町村の各負担金に100分の3を乗じた額を調整額として各負担金に増額し、島前3町村の調整額の合計額を隠岐の島町の調整額として隠岐の島町負担金から減額する。
- (18) 庁舎所在地割とは、建設する庁舎の所在地町村が負担する負担金をいう。
- (19) 利用者割とは、大規模改修を行う年の直近5年間で算出するレインボープラザ平均宿泊者数（当該町村住民に係る前々年度より過去5年度における各年度のレインボープラザの宿泊者数を合計したものを平均した数をいう。）に応じて負担する負担金をいう。ただし、大規模改修を複数年かけて行う場合、初年度の利用者割を適用する。
- (20) 一般利用者割とは、直近5年間で算出する妊産婦宿泊者数を除くレインボープラザ平均宿泊者数（当該町村住民に係る前々年度より過去5年度における各年度のレインボープラザの妊産婦宿泊者数を除いた宿泊者数を合計したものを平均した数をいう。）に応じて負担する負担金をいう。
- (21) 妊産婦利用者割とは、直近5年間で算出するレインボープラザの平均妊産婦宿泊者数（当該町村住民に係る前々年度より過去5年度における各年度のレインボープラザの妊産婦宿泊者数を合計したものを平均した数をいう。）に応じて負担する負担金をいう。
- 2 関係町村又は島前3町村に係る負担金の構成は、構成割合の欄に定めるところによる。
- 3 人口割、本部管理費利用割、1号被保険者割、2号被保険者割及び病院群輪番制病院事業利用割による各構成団体ごとの負担割合の算定において、平成16年9月30日以前の人口、入院患者数及び外来患者数を用いる場合は、当該年又は年度の西郷町、布施村、五箇村及び都万村を合わせた人口、入院患

者数及び外来患者数を隠岐の島町の当該数とみなす。